

UBSグローバル好利回りCBファンド2012-12 (円ヘッジ・年2回決算)(限定追加型)

追加型投信／内外／その他資産(転換社債)



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号 : 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

株式会社りそな銀行

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (転換社債)	その他資産 (投資信託証券(転換社債))	年2回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／平成8年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(平成24年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／9,390億円(平成24年9月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

「UBSグローバル好利回りCBファンド2012-12(円ヘッジ・年2回決算)(限定追加型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年11月9日に関東財務局長に提出しており、平成24年11月25日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界各国の転換社債等[※]を実質的な主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※ 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、委託会社(UBSグローバル好利回りCBマザーファンド2012-12(円ヘッジ)(以下「マザーファンド」という場合があります。))の運用指図権限の委託先を含む)が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。)以下、同じ。

ファンドの特色

1 世界各国の転換社債(以下「CB」という場合があります。)等を実質的な主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行います。

- ・ マザーファンドへの投資を通じて、主として、ファンドの信託期間(約3年)内に満期を迎えるCBに投資を行います^{※1}。
- ・ CBのインカムゲインに加え、CBの償還時には額面金額を受取ることができます^{※2}。
- ・ 株価が上昇した場合等には、CBの値上がり益も期待できます。
- ・ 銘柄選択にあたっては、利回りに加え、発行体リスク、流動性などを踏まえ、組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄への投資も行います。また、その結果、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄の組入れが中心になる場合があります。

※1 信託期間内に償還を迎えるCBについては、償還後にCBへの再投資は行わずに償還金を信託期間終了まで短期有価証券および短期金融商品等で運用する場合があります。また満期が信託期間を超えるCBにも、一部投資を行います。

※2 発行体が倒産した場合等、額面で償還されないことがあります。

2 実質外貨建資産については、マザーファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジを行います。

- ・ 為替予約取引等を通じて、為替変動リスクの低減を図ります。

3 当ファンドは、信託期間約3年^{※3}の限定追加型^{※4}の投資信託です。

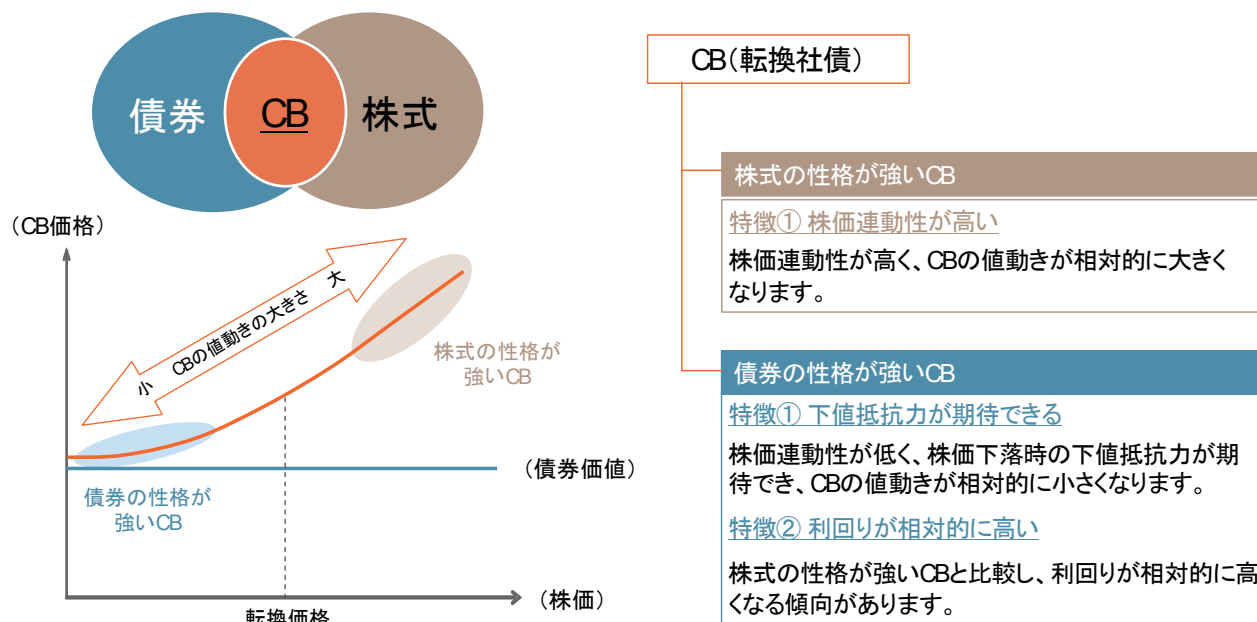
※3 当ファンドの信託期間は、平成24年12月20日から平成27年12月21日までです。

※4 「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集しないタイプの投資信託をいいます。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ CB(転換社債)とは

- ・ CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。
- ・ 債券と株式のそれぞれの値動きの特性を兼ね備えています。



※上記はCBの値動きについて、あくまでも一般的なイメージを記載したものであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

■ 信用格付けとは

- ・ 信用格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社	信用度
投資適格債 (BBB-以上)	AAA	Aaa	↑ 高い
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
投資適格債未満 (BBB-未満)	BB	Ba	↓ 低い
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

- ・ 格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。スタンダード・アンド・プアーズ社の場合、AA+、AA、AA-、A+、A、A-、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ UBSグローバル・アセット・マネジメントにおけるCB運用体制

- ・ マザーファンドの運用に関しては、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルCB運用チーム(チューリッヒ)が運用を行います。

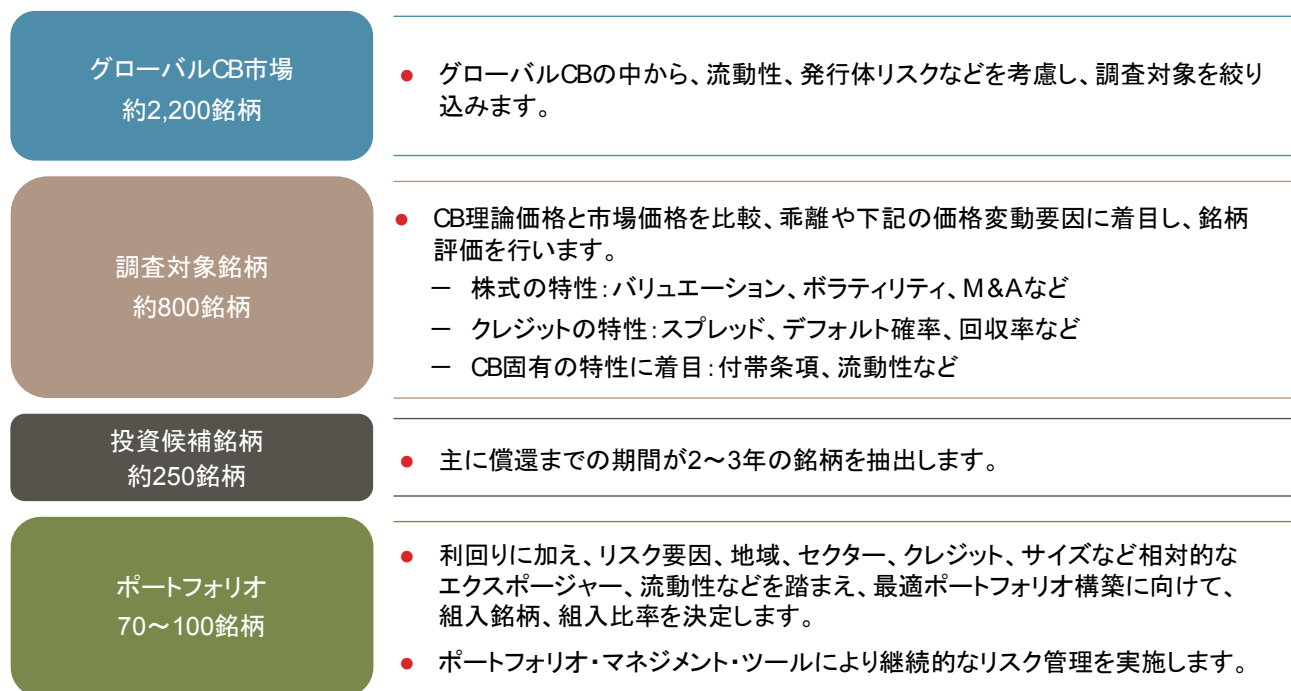
委託先名称: UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

委託の内容: 有価証券等および通貨の運用

- ・ 世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CBチーム独自の分析を統合的に活用して運用を行います。



■ 運用プロセス



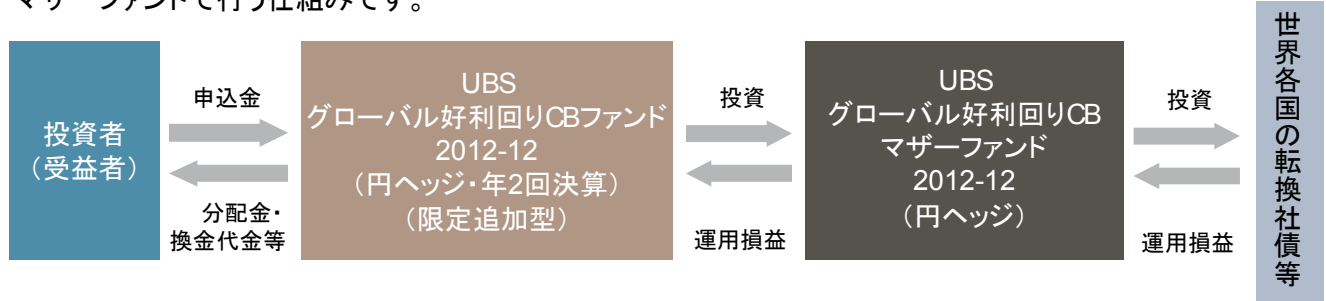
※2012年9月末現在

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSグローバル好利回りCBマザーファンド2012-12(円ヘッジ)」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※マザーファンドの運用に関しては、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルCB運用チーム(チューリッヒ)が運用を行います。

◎分配方針

毎決算時(原則として毎年6月19日および12月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によって、税引き後無手数料で再投資が可能です。

◎主な投資制限

株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
投資信託証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的および流動性確保を目的とした場合に限るものとします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

（株価変動リスク）

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

（金利変動リスク）

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

（信用リスク）

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

■ 為替変動リスク

実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質組入外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となる場合があります。

■ 実質組入転換社債等の償還および売却に関するリスクおよび留意点

当ファンドは、原則として、主にファンドの信託期間内に満期を迎える銘柄に実質的に投資を行い、一部満期がファンドの信託期間を超える銘柄にも実質的に投資を行います。信託期間内に償還を迎える銘柄については、償還後に転換社債等への再投資は行わずに償還金は信託期間終了まで短期有価証券および短期金融商品等で運用する場合があります。また、満期が信託期間を超える銘柄については、信託期間終了までに売却を行います。転換社債等の価格は上記「転換社債等の価格変動リスク」の影響を受けて変動するため当初組入時点で期待された価格で売却できない場合があります。

■ 短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

運用実績

ファンドは平成24年12月20日から運用を開始する予定のため、平成24年11月9日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の指定する期日までに購入代金を販売会社にお支払いください。
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間中の購入の申込については、原則として、販売会社の指定する時間までに販売会社が受付けたものを申込受付分とします。 ただし、継続申込期間中の購入の申込および設定日以降の換金の申込については、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間:平成24年11月26日から平成24年12月19日まで 継続申込期間:平成24年12月20日から平成24年12月21日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
換金不可日	換金申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンもしくはニューヨークの証券取引所の休業日にあたる場合には、換金の申込の受付は行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは購入・換金申込の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込を取消すことがあります。
信託期間	平成27年12月21日まで(平成24年12月20日設定)
繰上償還	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約によりファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年6月19日および12月19日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	400億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月および12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、 3.15%(税抜 3.00%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.7% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.155% (税抜年率1.100%) を乗じて得た額とします。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="3">内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.155% (1.100%)</td> <td>0.7875% (0.7500%)</td> <td>0.315% (0.300%)</td> <td>0.0525% (0.0500%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。</p>	合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)			委託会社	販売会社	受託会社	1.155% (1.100%)	0.7875% (0.7500%)
合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)										
	委託会社	販売会社	受託会社								
1.155% (1.100%)	0.7875% (0.7500%)	0.315% (0.300%)	0.0525% (0.0500%)								
	その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率 0.05%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ・原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。 ・信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 									

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成24年9月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

